

参考資料



- 1 風景計画の策定経緯
- 2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿
- 3 風景づくりに関する町民意向の把握
- 4 板倉町風景条例



参考資料 1 風景計画の策定経緯

日程	取り組み	備考
平成 20 年 8 月 1 日	○景観行政団体になる	
8 月～	○景観意識の啓発 ○景観計画策定に関する周知	○広報誌掲載等
平成 21 年 8 月	○現況調査の実施	○建築物等の形態・意匠の調査 ○建築物の外壁・屋根の色彩の調査
9 月	○地区別懇談会の開催	○町民意見聴取 ○アンケート実施
10 月～	○景観計画策定委員会開催（計 4 回）	○専門的な観点からの意見聴取 第 1 回：平成 21 年 10 月 19 日 第 2 回：平成 21 年 11 月 12 日 第 3 回：平成 21 年 11 月 27 日 第 4 回：平成 22 年 2 月 22 日
11 月	○景観フォーラムの開催	○基調講演 ○パネルディスカッション
平成 22 年 1 月～3 月	○パブリックコメントの実施 ○庁内調整	○役場、公民館、ホームページで閲覧
3 月 31 日	○風景計画（原案）確定	
平成 22 年 4 月	○町議会全員協議会へ報告 ○区長会へ報告	○風景計画（原案）の説明
5 月	○町都市計画審議会での審議	○風景計画（原案）に対する意見聴取
	○町議会全員協議会へ報告	○上程案件（風景条例）の説明
6 月	○町議会へ条例上程、審議	
6 月 18 日	○風景計画告示、条例公布	
7 月～9 月	○風景計画・条例の周知	○景観意識向上のための啓発 ○諸手続に関する周知
10 月 1 日	○風景計画・条例の運用開始	

参考資料2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿

No	区分	役職	氏名	職名
1	学識経験者 又は 識見を有する者	委員長	宮 脇 勝	千葉大学大学院 工学研究科准教授
2		副委員長	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部 国際観光学科教授
3			根 岸 昭 雄	板倉町民俗研究会長
4	町議会議員		石 山 徳 司	板倉町議会 産業建設生活常任委員会委員長
5	行政区長		清 野 重 雄	板倉町行政区長会長
6	町農業委員会		荒井 嘉一郎	板倉町農業委員会長
7	町商工会		市 澤 孝 一	板倉町商工会長
8	公募による町民		寺 島 陽 子	
9	関係行政機関 又は 県の職員		田 所 正	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所長
10			関 根 保 弘	国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
11			前 橋 康 裕	群馬県東部県民局 館林土木事務所長
12			堺 浩 志	群馬県県土整備部 都市計画課長
13	町の職員		中 里 重 義	板倉町企画財政課長

○事務局・作業班

所 属	職 名	氏 名	備 考
板倉町都市建設課 (事務局)	課長	小野田国雄	事務局長
	課長補佐兼都市計画係長	伊藤良昭	
	都市計画係主査	荻野剛史	
	都市計画係主任	宇治川信子	
株式会社 都市環境研究所 (作業班)	執行役員	大野 整	
	研究員	金井正樹	
	研究員	横山 尚	

参考資料3 風景づくりに関する町民意向の把握

■ 地区別懇談会の開催結果の概要

1) 開催の趣旨・目的

地区別懇談会は、次の目的により実施した。

- 景観計画策定の周知を行うこと
- 景観に関する町民の意向を直接把握すること
- 景観形成の目標や方針、実現化の施策の検討素材とすること

2) 町民への開催周知の方法

町広報紙にチラシを折り込み全戸に配布した。また、区長会において懇談会への参加・協力を呼びかけた。

3) 開催結果の概要

開催日時	場所	出席者
9月24日 19:00-21:00	南部公民館	13名
9月27日 17:30-19:15	東部公民館	23名
9月28日 17:30-19:15	中央公民館	23名
9月30日 19:00-20:50	北部公民館	20名
合計	4地区	79名

4) 開催方法（次第）

1. 景観計画の策定の趣旨、目的について（10分—スライド）
2. 板倉町の景観について（15分—スライド）
3. アンケートのご記入（5分）—別紙参照
4. 意見交換（50分）

■地区別懇談会の開催風景

事務局からの説明の様子



意見交換の様子



意見のまとめ



□ 意見のまとめ（全地区）

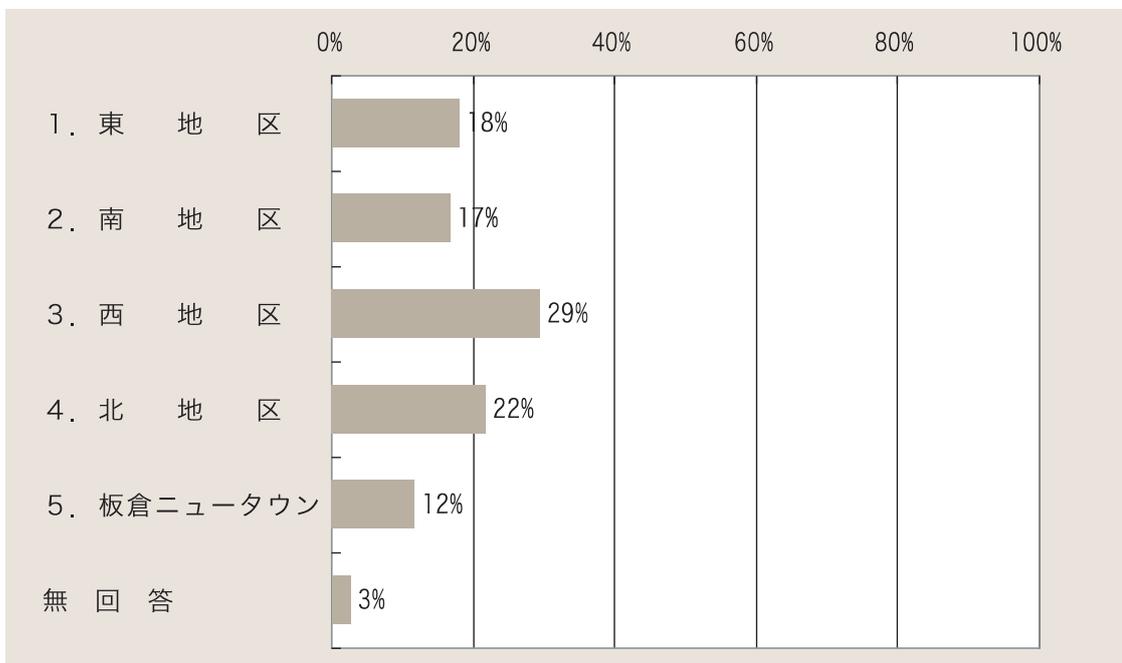
① アンケート項目

- 問1 現在のお住まいの地域をお答えください。
- 問2 現在の場所のお住まいの期間をお答え下さい。
- 問3 板倉町（あるいはお住まいの地域）で、次の景観の好みを聞かせて下さい。
- 問4 今後、守りたい、残したい資源は何ですか？
- 問5 板倉町（あるいはお住まいの地域）の景観で気になること（今後改善していきたいこと）は何ですか？
- 問6 ご自分で、景観や生活環境に取り組まれていること、配慮されていることをご記入下さい。
- 問7 今後の景観形成に必要なことは何だと思えますか？

② アンケート結果

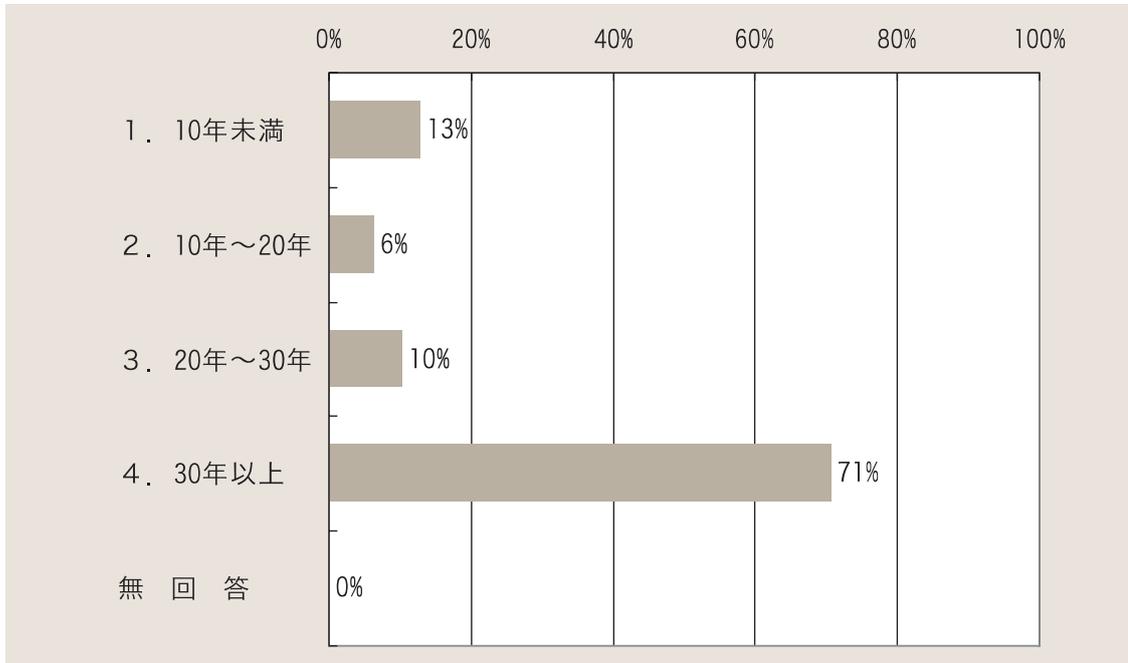
問1 現在のお住まいの地域をお答えください。

参加者の居住地は、西地区が最も多く、全体の約3割を占めており、次いで北地区が多かった。



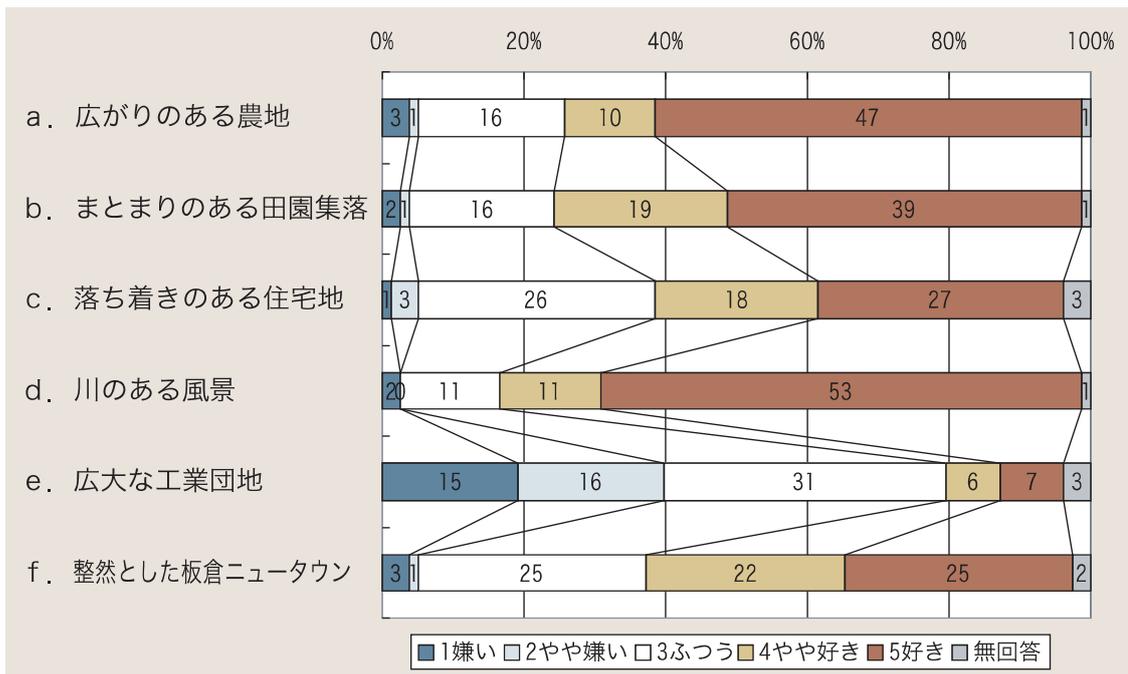
問2 現在の場所のお住まいの期間をお答え下さい。

参加者の居住期間は、30年以上が全体の約7割を占めており、長年町内に住んでいる方が多いことがわかる。次いで多いのが10年未満であり、殆どがニュータウン在住の方であると推測される。



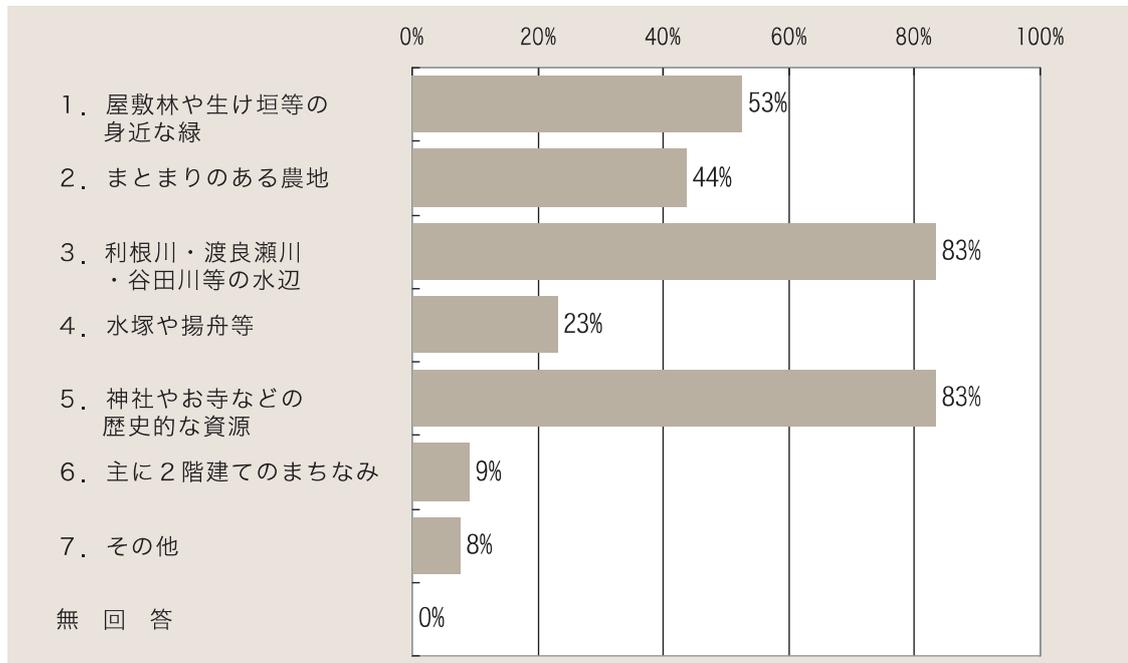
問3 板倉町（あるいはお住まいの地域）で、次の景観の好みを聞かせて下さい。

景観の好みについて、やや好き、好きという回答は「川のある風景」に最も多く、次いで「まとまりのある田園集落」、「広がりのある農地」に多い。一方、やや嫌い、嫌いという回答は「広大な工業団地」に最も多く、他の項目に対する嫌いという回答は極端に少ない。



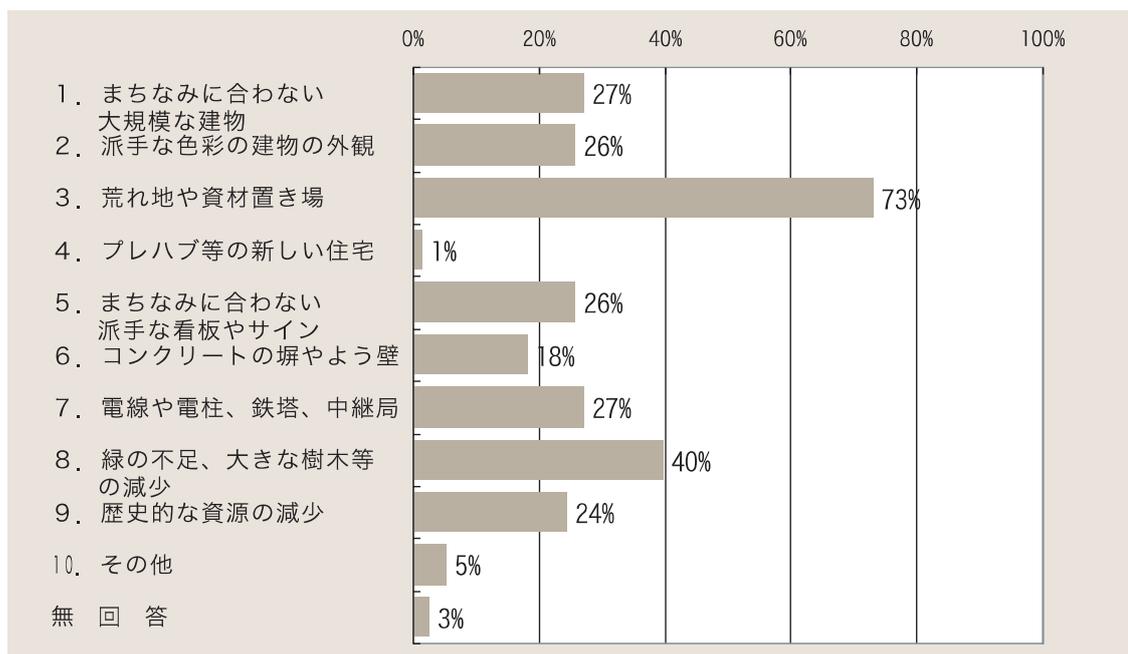
問4 今後、守りたい、残したい資源は何ですか？

守りたい、残したい資源については、「利根川・渡良瀬川・谷田川等の水辺」、「神社やお寺などの歴史的な資源」に最も多い。次いで、「屋敷林や生け垣等の身近な緑」、「まとまりのある農地」に多い。つまり、歴史的な建物や、緑、水辺を守りたいと感じている。



問5 板倉町（あるいはお住まいの地域）の景観で気になること（今後改善していきたいこと）は何ですか？

景観で気になることについては、「荒れ地や資材置き場」が約7割と多く、次いで、「緑の不足、大きな樹木等の減少」が約4割である。



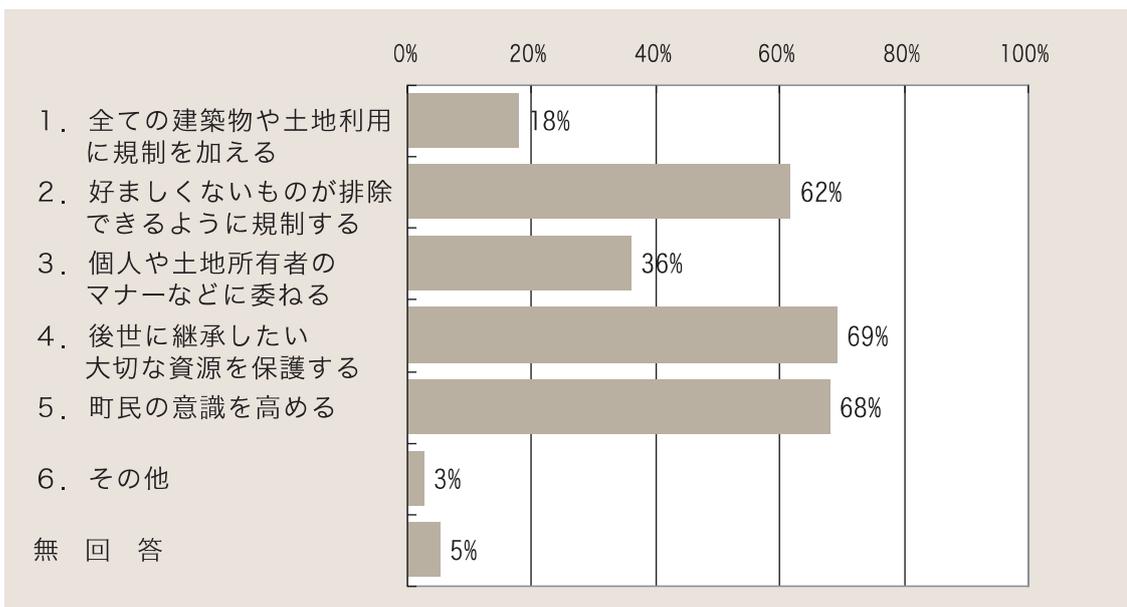
問6 ご自分で、景観や生活環境に取り組まれていること、配慮されていることをご記入下さい。

自由記述形式での回答を大きく分類すると以下の通りとなる。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●敷地内のみどりを増やす、保存する <ul style="list-style-type: none"> ・生垣にし、庭木、屋敷林を多く植えている、保存している ・庭や生垣などの緑の手入れ ・屋敷の大木の枝おろし ・庭のコンクリート舗装や除草剤使用をしない ●田園や自宅周辺に花を植える <ul style="list-style-type: none"> ・休耕地にポーラチカを植えている ・集落と田園との間に芝桜を植えている ●地域の大切なみどりを皆で保存、管理する <ul style="list-style-type: none"> ・沼や公園の整備 ・野鳥の住める樹林、田園の確保 ・神社の森等の維持管理や整理整頓 | <ul style="list-style-type: none"> ●自宅周辺や地域の清掃、整備 <ul style="list-style-type: none"> ・庭先（道路）の清掃 ・コモンスペース等の整備 ・駐輪場の整備 ・自宅周辺の通学路のごみ、不法投棄に対して、日常的な目配り、気配り ・農業用水路内や水路脇の清掃等（むらづくり推進協議会） ・空き缶、ゴミなどを拾う ●野鳥等の生息環境や風景の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の保護（休耕地に飛来するシギチドリ） ・田畑に飛来するタカ、小鳥の風景 ・水路の確保（水生生物等） |
|--|--|

問7 今後の景観形成に必要なことは何だと思えますか？

今後の景観形成に必要なことについては、「後世に継承したい大切な資源を保護する」、「町民の意識を高める」が約7割を占めており最も多く、次いで「好ましくないものが排除できるように規制する」が約6割と多い。



③意見交換のまとめ【全地区】

■良いところ

- 水田、集落、山々等による田園集落の眺め
 - ・まとまりのある農地、緑豊かな集落など、広大な田園風景の眺め（河川の堤防などの小高い場所からの眺めや、集落から河川沿いの堤への眺め等）が良い。
 - ・田園集落越しに見える赤城山、日光、富士山、筑波山等が眺められる。
 - ・至るところから夕日がきれいに見える。
 - ・権現沼や海老瀬川やその周辺の里山の風景が良い。
- 多種多様な動植物等による豊かな自然環境・水辺
 - ・ヤナギや大い草など、多種多様な植物の群生が見られる。
 - ・谷田川沿いなどの桜並木がきれい。
 - ・流通団地の整備でできた川辺の公園が良い。
 - ・板倉は野鳥の宝庫であり、水田や遊水池は、渡り鳥の飛来地（中継地）となっている。
- ニュータウンの整ったまち並み
 - ・ニュータウンは、道が広く、街路樹もあり、まち並みが良い。
- 自然護岸による河川の景観
 - ・沈下橋やヤナギ山、川田など、人工物が無い、自然の水辺の風景が良い。
 - ・谷田川は散策している人も多い。
- 神社やその周辺の樹林等の歴史を感じさせる景観
 - ・雷電神社や西丘神社や二本松などの歴史のある資源は後世に受け継いでいきたい。
 - ・社寺を守ることは基本だと思う。
 - ・雷電神社の昔の参道や大鳥居は風情があって良い。松を植えても良いのではないかと。

■気になるもの

- 大切な資源の周辺にある電波塔や荒地等
 - ・農地や神社などそばに、電波塔や中継局、電柱などがあると気になる。（大きさや色など）
 - ・農地のそばにゴミや残土置き場があると気になる。
- 敷地内の緑の減少
 - ・高木や防風林や生け垣の維持管理が大変で、建て替え等の際に伐採されたり、ブロック塀等が変わったりしている
- 空き地や休耕田、農道等の管理
 - ・農道（あぜ道）が除草されていない。
 - ・休耕田の管理や荒地の改善（草地の管理など）が必要。
 - ・街路樹や桜並木などは良いが、管理が不十分で枝や草が茂っているものが見られる。
 - ・空き家となった家の雑草等の管理が必要。
 - ・手入れをされておらず、雑草が茂っている農村公園や空き家などは使われていない。
- 活気が無くなった通り
 - ・旧古河往還は、バイパスができて車の往来やお店が減り、活気が無くなった。
- 河川の水質の悪化や手入れが不十分な河川敷
 - ・川にゴミが多く、水質も良くない。
 - ・川辺の草地の管理が不十分などところがある。
- 自然の用水路等の減少
 - ・コンクリート護岸の農業用水が増えている。
- 良いもの等のPR不足
 - ・良いものをPRする。情報発信が不十分で知らない場合が多い。

■今後の景観づくりに対する意見

- 地域で取り組むことについて支援をして欲しい
 - ・数名で芝桜を植えているが、集落全体の取り組みに発展させたい。周りの人を巻き込むためには、行政のサポートがあるのが良い
 - ・里山の保全活動を行っている。管理用の機械を町から借用しているが、活動費に対する何らかの支援が欲しい
- 水辺を快適な空間に整備して欲しい
 - ・河川内を快適に歩ける
 - ・ベンチなどの施設を整備する
- 大切な資源の保全方策について
 - ・巨木等のシンボルとなっている緑については、何らかの支援があると保全できる可能性が広がる（他都市で取り組んでいる助成制度や固定資産税の減免措置等）
- 景観を維持することについて
 - ・まちの景観は基本的には良い。緑をはじめ、管理を適切に行う、拠点となる施設（水郷公園等）の管理を行い、快適な状態とすることが大切
 - ・町民の景観に対する意識を高め、地域で管理するためには、行事（イベント）を開催することで気づくことが期待できる。その意味でも古くからの祭りや行事を大切にすることが必要
- 歴史性への配慮
 - ・江戸時代からの用水路などがコンクリート張りになっているものがある。機能面ばかりではなく、歴史性を重んじた整備とすべきではないか
- 荒れ地や堆積物について
 - ・これらは景観的にも良くないし、営農環境の維持の面でも大切。休耕田等の対策を行い、美しい田園風景を維持したい。

参考資料4 板倉町風景条例（平成22年板倉町条例第9号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 風景計画（第7条～第11条）
- 第3章 良好な風景づくり（第12条～第18条）
- 第4章 風景資産等（第19条～第24条）
- 第5章 表彰、助成等（第25条・第26条）
- 第6章 審議会（第27条～第31条）
- 第7章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、風景に関する町の施策の基本を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風景 人々に知覚される区域であり、自然の作用、人間の作用あるいは自然と人間と相互作用による結果により表れたものをいう。
- (2) 風景づくり 板倉らしい良好な風景を守り、育て、つくることをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物及びこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (5) 町民 板倉町内に住所を有する者及び板倉町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
- (6) 事業者 建築物、工作物の新築、新設、表示、増改築、その他これらに類する行為を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係わる設計を業として行う者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、良好な風景づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施しなければならない。

- 2 町は、公共施設の整備を行うときは、良好な風景づくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 町は、良好な風景づくりに関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町は、良好な風景づくりの取組状況等を点検し、その結果を公表するものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、自らが良好な風景づくりに重要な役割

を果たすことを認識し、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な風景づくりに重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

（国等に対する要請）

第6条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な風景づくりについて協力を要請するものとする。

第2章 風景計画

（風景計画の策定）

第7条 町は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「風景計画」という。）を定めるものとする。

（策定の手続）

第8条 町は、風景計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、第27条に規定する板倉町風景審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（風景重点地区）

第9条 町長は、特に一体的な風景づくりに取り組む必要があると認める地区を風景重点地区として風景計画に定めることができる。

（風景計画への適合）

第10条 町は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させなければならない。

- 2 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させるように努めなければならない。

（助言及び指導）

第11条 町長は、良好な風景づくりのために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言又は指導に従うよう勧告することができる。

第3章 良好な風景づくり

（届出を要する行為）

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定

める行為（風景重点地区内におけるものを除く。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が1,000平方メートルを超えるもの又は規模が高さ2メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが2メートルを超え、又は面積が1,000平方メートルを超えるもの

2 風景重点地区内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為（風景重点地区内におけるものを除く。）は、別表1に掲げる行為とする。

- 2 風景重点地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表2に掲げる行為とする。
- 3 法第16条第7項第1号に掲げる行為を除くほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、次に掲げる行為（前条の規定に該当する場合を除く。）とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等
(事前協議)

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより町長に対し協議しなければならない。

(行為の完了等の届出)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(公表)

第17条 町長は、第11条第3項又は法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(風景阻害物件の所有者等に対する協力要請)

第18条 町長は、当該地区の良好な風景づくりを著しく阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、所有者又は権原に基づく占有者

(以下「所有者等」という。)に対し、良好な風景づくりに関し必要な措置を講じるよう協力を要請することができる。

- 2 町長は、風景計画区域内の空地が当該地区の良好な風景づくりに支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、良好な風景づくりに配慮した管理又は利用を図るよう協力を要請することができる。

第4章 風景資産等

(風景資産の指定)

第19条 町長は、自然、歴史、文化等からみて、町の風景づくりを進める上で価値があると認められる建築物、工作物、樹木、行事、河川、池沼等を風景資産として指定することができる。

2 町長は、前項の規定により風景資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとするものの所有者等の同意を得なければならない。

3 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該風景資産の所有者等に通知するものとする。

4 前2項の規定は、風景資産の指定の解除について準用する。

5 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設けるものとする。

(維持管理)

第20条 風景資産の所有者等は、当該風景資産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。

(景観重要建造物の指定)

第21条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 町長は、法第28条第1項の規定により景観

重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な風景を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

第25条 町長は、特に良好な風景づくりに寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 町長は、特に良好な風景づくりに貢献している個人又は団体等を表彰することができる。
- 3 町長は、前2項に規定する表彰を行うときは、審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

第26条 町長は、良好な風景づくりに関する行為等に対し、技術的援助を行い、又は経費の一部を助成することができる。

第6章 審議会

(設置)

第27条 良好な風景づくりを推進するため、板倉町風景審議会を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じ、風景に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、町長が法に基づく処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募した町民

- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第31条 第28条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表1 (第13条関係)

1 法第16条第1項第1行為のうち、届出を要しない行為	次のいずれかに該当するもの (1) 建築物の規模(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築物の規模)が、高さ12メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの (2) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの (3) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (4) 外観の様様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
2 法第16条第1項第2行為のうち、届出を要しない行為	次のいずれかに該当するもの (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが2メートル以下のもの (2) 次に掲げる工作物で、高さ(建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ)が12メートル以下のもの ア 電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの イ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ウ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの エ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの オ 記念塔その他これらに類するもの (3) 次に掲げる工作物で、工作物の規模(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築物の規模)が、高さ(建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ)12メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの

	<p>ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースhoot、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</p> <p>イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>ウ 自動車車庫の用に供する立体施設</p> <p>エ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>オ 汚水処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築物又は他の工作物と一体となったさく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2) アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>(5) 建築物又は他の工作物と一体となった(3) アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のものかつ10平方メートル以下のもの</p> <p>(6) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2) アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下のもの</p> <p>(7) (3) アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>
3 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>開発区域の面積が1,000平方メートル以下かつ高さが2メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの</p>
4 第12条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
5 第12条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>

別表2 (第13条関係)

1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等届出を要しない行為</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 増築又は改築で当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
3 第12条第2項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
4 第12条第2項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
5 第12条第2項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為	<p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>



町の木 モクセイ



町の花 サクラ



町の鳥 ヒバリ

板倉町役場 都市建設課 都市計画係

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2067

電話：0276-82-1111 FAX：0276-82-4062

